

(子育て支援のための拠点施設)

○子育て支援のための拠点施設の設置について

〔平成11年11月7日 児発第14号
各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市長宛
厚生省児童家庭局長通知〕

注 平成13年11月16日雇児発第742号改正現在

少子高齢化が進む中で、子育てしやすい環境を整備し、子育て家庭に対する相談、子育てサークルの育成、子どもと他世代との交流等を行うための施設整備費、設備整備費を助成する制度を設け、一層の子育て支援施策の推進を図ることとし、別紙のとおり「子育て支援のための拠点施設設置要綱」を定めたので、通知する。

(別紙)

子育て支援のための拠点施設設置要綱

1 目的

子育て支援のための拠点施設(以下「拠点施設」という。)は、子育て相談、子育てサークル活動、放課後児童クラブ等を通じて、地域における子育てしやすい環境の整備の促進を図ることを目的とする。

2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

ただし、運営については、社会福祉法人、民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人等に委託することができる。

3 設置基準

拠点施設は、原則として保育所、児童館等の社会福祉施設及び学校等に付設して設置するものとする。ただし、地域の事情により単独で設置できるものとする。また、学校の余裕教室等既存施設の一部改修により設置することができる。

なお、実施する事業に応じた、適切な設備を整備すること。

4 事業内容

次の列示として掲げる事業等、地域の需要に応じた子育て支援事業を実施することができる。

(例示)

- ・子育て相談
- ・子育てサークル活動
- ・放課後児童クラブ

- ・母親クラブ
- ・一時保育・休日保育・延長保育
- ・夜間養護(トワイライストステイ)事業
- ・保育所送迎等一時預り事業
- ・乳幼児健康支援一時預り事業
- ・子どもと高齢者、中・高校生等他世代交流
- ・中・高校生の居場所づくり

5 国の助成

国は、予算の範囲内において、拠点施設の整備に要する費用を別に定めるところにより補助するものであること。